

洲本市企業誘致条例施行規則

洲本市産業振興奨励条例施行規則（平成18年洲本市規則第117号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、洲本市企業誘致条例（平成23年洲本市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例における用語の定義に従うものとする。

（指定の申請）

第3条 条例第3条第1項の指定を受けようとする者は、企業誘致奨励措置適用指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 事業所の新設（拡張・移設）計画書（様式第2号）

（2） 法人にあつては、登記事項証明書

2 市長は、前項の申請があつたときは指定の可否を決定し、指定事業者可否決定通知書（様式第3号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付等）

第4条 条例第4条第1項に定める奨励金は、条例第3条第1項の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、条例第4条第1項の固定資産税を賦課された年度内に完納した場合に交付するものとする。

（奨励措置の申請及び決定）

第5条 指定事業者は、条例第5条第1項の規定により、当該期間内の会計年度ごとに奨励金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第5条第3項の規定により奨励措置の内容を決定したときは、奨励金交付決定通知書（様式第5号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（計画変更等の届出）

第6条 指定事業者は、条例第6条各号に掲げる理由が生じたときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式により市長に届け出なければならない。

（1） 指定事業所の新設、拡張又は移設に係る計画を変更したとき 事業所新設（拡張・移設）計画変更届（様式第6号）

- (2) 指定事業所の新設、拡張又は移設に係る工事に着手したとき 設置工事着手届（様式第7号）
- (3) 指定事業所が操業を開始したとき 操業開始届（様式第8号）
- (4) 指定事業所が操業を廃止したとき 事業廃止届（様式第9号）
- (5) 指定事業所が操業を休止したとき 事業休止届（様式第10号）
- (6) 合併、事業譲渡その他の理由によりその事業主が変更したとき 事業承継届出書（様式第11号）
- (7) 指定事業所が条例第3条第2項の基準に該当しなくなったとき 欠格事項発生届（様式第12号）

（取消しの通知）

第7条 市長は、条例第7条第1項の規定により指定を取り消したときは、当該指定事業者に対して、指定事業者取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第7条第2項の規定により既に交付した奨励金の返還を命じるときは、当該指定事業者に対して、奨励金返還命令書（様式第14号）により通知するものとする。

（書類の提出及び実態調査）

第8条 市長は、必要がある場合は、指定事業所に参考書類の提出を求め、又は当該指定事業所の責任者の出頭を求め、若しくは当該指定事業所の実態を調査することができる。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。